

平成26年3月24日

第11号議案 宗像市公園条例の一部を改正する条例について

宗像市議会  
議長 吉田 益美 様

建設産業常任委員会  
委員長 石松 和敏

本案は、公園施設の使用料、利用料金、手数料及び占用料の徴収方法についての規定を見直すため、条例の一部を改正するものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

公園施設の使用料等の徴収方法について「申請や許可の際」から「利用または占有を開始する前まで」に改めるものである。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**委員会審査報告書及び閉会中の継続審査申出書**

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会委員会条例第37条の規定により報告します。また、平成25年発議第11号については、同条例第38条の規定により継続審査を申し出ます。

記

第10号議案 宗像市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

入居者資格の緩和要件の中にある配偶者暴力防止等法の対象範囲が、「配偶者」のみから、「交際相手(ただし、生活の本拠を共にする交際)」まで拡大されるものである。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第12号議案 市道路線の認定について

本案は、道路法に基づき市道路線の認定について議会の議決を求めるものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

路線名	起 点	終 点
自由ヶ丘二丁目 13号線	宗像市自由ヶ丘二丁目 1番28先	宗像市自由ヶ丘二丁目 1番29先
自由ヶ丘十一丁目 22号線	宗像市自由ヶ丘十一丁 目20番1先	宗像市自由ヶ丘十一丁 目20番4先

- 1 今回認定の2路線は、団地の開発行為により造成された道路であり、その道路が市へ寄付されたため、市道路線として認定するものである。

- 2 自由ヶ丘二丁目13号線は、延長25.15メートル、幅員5.0メートルである。
- 3 自由ヶ丘十一丁目22号線は、延長37.5メートル、幅員6.0メートルである。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第13号議案 市道路線の廃止について

本案は、道路法に基づき市道路線の廃止について議会の議決を求めるものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

路線名	起 点	終 点
朝町24号線	宗像市朝町598番先	宗像市朝町707番2先
町後6号線	宗像市江口827番先	宗像市江口819番先

市道路線として認定していた道路を廃止するもので、朝町24号線は、81.56メートル、町後6号線は、171.80メートルである。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第14号議案 平成25年度宗像市下水道事業会計資本金の額の減少について

本案は、地方公営企業会計制度の改正に伴い、一般会計繰入金を源泉とする資本金の一部を整理することについて、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

下水道事業会計出資金のうち2億4,955万7,625円及び組入資本金のうち6,704万4,000円を減少し、減少総額3億1,660万1,625円を他会計負担金に振り替える。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第15号議案 平成25年度宗像市下水道事業会計資本剰余金の処分について

本案は、地方公営企業会計制度の改正に伴い、一般会計繰入金を源泉とする資本剰余金の一部を整理することについて、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

下水道事業会計他会計負担金のうち1億5,356万6,542円を当年度末処分利益剰余金に振り替える。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

平成25年 発議第11号 所管事務調査について

現在調査中の「第2次宗像市総合計画について」は、引き続き調査が必要ため、委員会は次期定例会まで継続して調査することとした。